

特定自主検査者・能力向上教育のしおり

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

特定自主検査者の能力向上教育制度について

近年、建設荷役車両においては、メカトロニクス化、高出力化等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進展には著しいものがあります。

これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削及び解体用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリート打設用機械）及び高所作業車の特定自主検査の検査者で、当該機械の特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者を対象に、事業者は、その能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えることとなっています。

以下に(社)建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンニキョウ}建荷協」という）が実施する能力向上教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の種類と対象機械

区 分	教育の種類	対 象 機 械	
1. 車両系荷役運搬機械	A. フォークリフト	フォークリフト	
2. 車両系建設機械	B. 整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	① ブル・ドーザー	⑧ ドラグ・ショベル
		② モーター・グレーダー	⑨ ドラグライン
		③ トラクター・ショベル	⑩ クラムシェル
		④ ずり積機	⑪ バケット掘削機
		⑤ スクレーパー	⑫ トレンチャー
	⑥ スクレープ・ドーザー	⑬ プレーカー等	
	⑦ パワー・ショベル	* 不整地運搬車	
	C. 基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	① くい打機・くい抜機 〔ディーゼルバイルドライバー、油圧バイルドライバー、振動バイルドライバー〕	
	D. 締固め用機械	ローラー等 〔含む ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー〕	
	E. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車	
3. 高所作業車	F. 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）	

2. 教育の種類と対象者

教育の種類		対象者	受講時期
A	フォークリフト	フォークリフトの特定自主検査の検査者資格を有する者	特定自主検査の検査者資格を取得後、概ね5年ごと
B	整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械、並びに不整地運搬車の特定自主検査の検査者資格を有する者	
C	基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	基礎工事用機械、並びに不整地運搬車の特定自主検査の検査者資格を有する者	
D	締固め用機械	締固め用機械の特定自主検査の検査者資格を有する者	
E	コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車の特定自主検査の検査者資格を有する者	
F	高所作業車	高所作業車の特定自主検査の検査者資格を有する者	

(注意) 「不整地運搬車」は、車両系荷役運搬機械に属しますが、車両系建設機械の「整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事用機械」の検査資格を有する者は、同時に「不整地運搬車」の検査資格も有することから、この能力向上教育では、B及びCコースに不整地運搬車を含めた内容としています。

3. 法定カリキュラムに基づく、教育の内容と時間

科目	範囲	教育時間
1 最近の当該機械に関する知識	最近の当該機械の傾向と特徴	1.0
2 検査及び検査機器に関する知識	検査の方法	5.0
	検査機器	
	故障診断	
	安全衛生の確保	
3 当該機械に関する災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	1.0
	労働安全衛生法のうち当該機械に関する事項	
教育時間合計		7.0

- (注意) ① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示します。
 ② 教育時間は最低時間を示します。

4. 教育受講料

教育の種類		受講料	
		会員	一般
A	フォークリフト	10,185	11,067
B	整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械	10,773	11,949
C	基礎工事用機械	11,120	12,548
D	締固め用機械	10,521	11,571
E	コンクリート打設用機械	9,975	10,763
F	高所作業車	9,503	10,028

(注意) ① 受講料は、教育を実施する建荷協支部に納金してください。

② 受講料には、消費税5%が含まれます。

③ 教材費は会員と一般で異なり、受講料に含まれます。

5. 教育の受講手続き

能力向上教育の受講を希望する方は、次の書類を整え、最寄りの建荷協・支部に申込みを行ってください。

(1) 特定自主検査者能力向上教育受講申込書。(様式71号)

(2) 特定自主検査者の資格を証明する修了証又は証書の写し。

(注意) 事業主は、上記写しの表面又は裏面の余白欄に、原本と相違ないことを証明捺印のこと。

上記申込みを頂いた方は、審査の後、建荷協・支部より「特定自主検査者・能力向上教育受講票」(様式73号)が送付されますので、それに従って受講してください。

6. 教育修了証の発行

能力向上教育を受講された方は、教育修了後、能力向上教育を受講した証として、当該機械に関する修了証が発行されます。

問い合わせ先

平成15年 2月作成